

道路・水路に物を置かないで

道路に置かれたプランターや営業用のぼり旗・看板、商品陳列などは、自転車や歩行者の通行の妨げとなるだけでなく、接触事故などの原因となり大変危険です。水路用地でも、植栽・耕作・小屋の設置など私的な利用があり、管理に支障があります。

道路や水路の安全を確保し、公共財産を守るため、物を置かないように協力をお願いします。

●問い合わせ先
建設管理課管理担当

☎(580)1879

職員の懲戒処分公表と新聞報道について(訂正とお詫び)

市では、職員に対する懲戒処分(免職、停職、減給など)を行ったときは、「大野城市懲戒処分の指針」に基づき、処分時に報道機関へ発表するほか、年1回の定期的公表を行っています。

平成29年度に行った懲戒処分は、事務に関する不正によるもの(停職)1件でした。

なお、「公表指針」および「処分の状況」は、市ホームページ「市政情報」▽「市職員・人材育成」▽「懲戒処分の状況」に掲載しています。
●新聞報道について

5月28日付の西日本新聞には事実と異なる内容が掲載されていましたが、これは新聞社からの取材に対し、職員が誤って回答したことによるものです。

関係者にご迷惑をおかけしたことをお詫びします。

【懲戒処分の公表の指針の有無と公表方法】

| 項目 | 掲載内容 | 正しい内容 |
|------------|-------------|------------|
| 懲戒処分の公表指針 | × (定めていない) | ○ (定めている) |
| 報道機関への情報提供 | ○ (発表している) | ○ (発表している) |
| ホームページへの掲載 | × (掲載していない) | ○ (掲載している) |

●問い合わせ先

総務課人事担当

☎(580)1818

お知らせコーナー

相談



※会場での無料相談の後に、書類作成やトラブル解決などに移ると費用が発生することがありますので、主催者に確認してください。

無料法律相談(要予約)

●日時 ①7月7日(土)②7月21日(土)③8月4日(土)④8月18日(土)午前10時～正午 ●会場 ①中央コミュニティセンター②北コミュニティセンター③東コミュニティセンター④南コミュニティセンター ●内容 弁護士による無料法律相談 ●定員 各日6人(先着順) ●申込開始 7月2日(月) ●申し込みと問い合わせ先 市社会福祉協議会 ☎(572)7700

行政書士無料相談会(要予約)

●日時 7月18日(水) 午後1時～4時 ●会場 市商工会館「瓦田」 ●相談内容 ◇遺言◇相続◇交際事故◇内容証明◇会社設立◇営業許可申請 など ●申し込みと問い合わせ先 市商工会 ☎(581)3412

無料法律相談(要予約)

●対象者 収入などが一定以下の人(申込受付時に確認有) ●日時 7月19日(木) 午後1時～4時 ●会場 福岡法務局筑紫支局1階相談室(筑紫野市二日市中央) ●相談員 弁護士 ●定員 6人(先着順) ●相談時間 1人30分程度 ●申し込みと問い合わせ先 法テラス福岡(平日 午前9時～午後5時) ☎050(33883)5502

